

受賞おめでとうございます

文部科学大臣 体育指導委員功労者表彰

寺澤次雄さん

(今福・北東1、61)



昭和51年、松浦市体育指導委員に就任以来、同委員協議会（以下「同協議会」）理事、県体育指導委員協議会評議員を歴任。体育指導員として、同協議会の充実発展と市民の健康づくりのため生涯スポーツの普及振興に努められた功績により表彰されたものです。

また、フォーコートゲーム、体力測定など各種講習会を同協議会の事業として、積極的に開催。市教委主催の出前講座にも率先して参加し、ソフトテニスの低年齢層（小・中学生、高校生）への拡大普及に努め、現在も、調川郵便局長を務める傍ら、中学生にソフトテニスを指導するなど、スポーツを通して青少年の健全育成に尽力されています。

長崎県体育指導委員協議会 県体育指導委員功労者表彰

今西昭子さん

(星鹿・星鹿、53)



平成8年、松浦市体育指導委員に就任以来、平成12年からは同委員協議会の女性委員長、県体育指導委員協議会女性委員を歴任。特に、市体育指導委員協議会では、女性委員長として中心的役割を果たすなど、本市の生涯スポーツの普及振興に大きく貢献された功績により表彰されたものです。

また、ロードレース大会、市民駅伝大会、体力測定など、本市の社会体育事業にも積極的に参加し、各種大会、ニュースポーツ講習会などの講習会、平成13年から始まった出前講座などでリズム体操、健康体操の指導者として活動されています。

「税に関する作文」入賞者決まる

税を考える週間（11月11日～17日）の行事の一環として、松浦市租税教育推進協議会（友広郁洋会長）などが、中学生と高校生を対象に募集した「税に関する作文」の入賞者が決まり、11月26日に市役所市民ホールで表彰式が行われました。今回は平戸税務署管内から約1,300点の応募があり、本市からは9点が入賞しました。

〔中学〕

○松浦市租税教育推進協議会会長賞

谷川千広（青島中2年）

○平戸税務署長賞

辻畑仁美（鷹島中2年）

○平戸税務署管内納税貯蓄組合

連合会会長賞

鈴木悠斗（御厨中3年）

川本七実（今福中3年）

末竹梨奈（福島中3年）

〔高校〕

○松浦市租税教育推進協議会会長賞

奥村奈実（松浦東高校3年）

○松浦市租税教育推進協議会優秀賞

國安泰史（松浦高校1年）

下條円花（松浦高校1年）

○平戸税務署長賞

宮崎あずさ（松浦高校1年）



第4回市議会定例会

平成21年第4回市議会定例会が12月4日から15日までの12日間で開催されました。今議会では、平成21年度補正予算をはじめ、議案46件などについて審議が行われました。可決された主な議案は次の通りです。

●松浦地区消防組合の解散に伴う事務の承継について

3月31日付けの江迎町、鹿町町の佐世保市合併に伴う同組合の解散および市の事務を承継することによるもの。

●平成21年度一般会計補正予算

今回7億6,271万3千円を追加し、予算総額184億4,556万6千円となりました。

補正の主なものは次の通りです。

- ◇常備消防移行事業 450万1千円
- ◇高規格救急自動車購入事業 2,856万円
- ◇JIALERT整備事業 1,050万円
- ◇国からの地震情報などを受信し、市の防災行政無線で放送する全国瞬時警報システムの導入経費
- ◇松浦市広報事業 26万2千円
- ◇プロ野球「福岡ソフトバンクホークス」とパートナー契約を結び、市の宣伝・広報を行う経費
- ◇雇用促進住宅買取・改修事業 1億4,054万7千円
- ◇雇用促進住宅の買い取り・改修を行う事業
- ◇農地農用施設災害復旧事業 1億5,033万2千円
- 平成21年7月24日～26日、10月1日～2日の豪雨により被災した農地などの災害復旧費

市政 ピックアップ

市では、「定住促進」や「交流人口拡大」などで市がさらに元気になるさまざまな取り組みを行っています。このコーナーでは、市が計画または実施しているその取り組みの中からピックアップして紹介します。

取り上げた事業の中で不明な点や、取り上げてほしい事業などがありましたら総務課秘書広報係か担当課までお尋ねください。

松浦への定住・移住を 応援しています

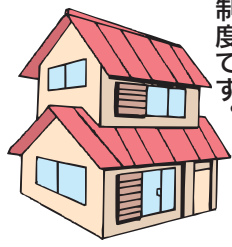
今回紹介する取り組み

〔定住奨励金〕

市では、人口の流出を抑制するとともに、松浦市内への定住や新規転入を促進するため、平成24年3月までの間、2つの定住支援策を実施しています。

これらの制度は、「市外から転入して、これから市内に住もうと考えている人」や、「現在貸家に住んでいて、家を新築し定住しようと考えている人」を支援する制度です。

今月号では、その2つの定住支援策の内容を紹介します。



平成20年10月1日以降に松浦市内に新たに住宅・宅地を取得される人向けの支援制度です。新規転入者だけでなく、市内在住者にも支援を行っています。

〈対象者〉

◆新規転入者

松浦市に転入前3年以上にわたり他の市町村に居住していた人で、定住を目的として本市で住宅を取得される人

◆市内在住者

現在、持ち家がなく（同居する家族名義の住宅も含む）、定住を目的に新たに住宅を取得される人

【定住奨励金制度の支援内容】

転入者	新築	宅地取得
新規転入者	(1) 市内業者による新築	+ 宅地取得 取得費の10%または50万円のいずれか低い額
	(2) 市外業者による新築	+ 宅地取得 取得費の10%または50万円のいずれか低い額
	(3) 中古住宅取得（宅地代含む）	取得費の4%または40万円のいずれか低い額に、世帯員1人当たり5万円を加算
市内在住者	(1) 市内業者による新築	+ 宅地取得 取得費の10%または50万円のいずれか低い額
	(2) 市外業者による新築	+ 宅地取得 取得費の10%または50万円のいずれか低い額
	(3) 中古住宅取得（宅地代含む）	取得費の3%または30万円のいずれか低い額

〔賃貸住宅入居費補助金〕

平成21年4月1日以降に松浦市内の賃貸住宅に入居する人に対して、転居費用の一部を助成しています。

〈対象者〉

松浦市に転入前3年以上にわたり他の市町村に居住していた人で、転入後1年以上引き続き居住する人（ただし、賃貸住宅の契約内容などによつては対象外となる場合があります）

〈支援内容〉

◆基本額

1世帯につき10万円を助成

◆加算額

世帯員3人目から1人当たり1万円を上乗せして助成

支援制度を利用する場合は、申請方法や必要書類などを案内しますので、気軽にお問い合わせください。

○問合せ先 企画財政課企画統計係